

大月町住民力向上学習会等支援事業費補助金交付要綱

令和 3 年訓令第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大月町補助金交付規則(以下「規則」という。)第 20 条の規定に基づき、大月町住民力向上学習会等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第 2 条 町長は、大月町総合振興計画に基づき、地域を担う次世代の人材を育成するため、町内の各種団体が学習会等を開催するために必要な経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第 3 条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の事業種目、事業内容、実施主体、補助率及び補助限度額は別表第 1 のとおりとする。

(事業実施主体)

第 4 条 事業実施主体は次に掲げるもので町長が認める団体等とする。

- (1)大月町内の住民 3 人以上で構成され、大月町地域振興計画に掲げる下記の基本目標
に向け取り組むために活動している団体等
 - ア 健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり
 - イ 豊かな心を育む教育・文化のまちづくり
 - ウ 活力ある産業のまちづくり
 - エ 安全・安心でやすらぎのあるまちづくり
 - オ 快適で便利なまちづくり
 - カ みんなが主役の協働のまちづくり

- (2)その他町長が補助を必要と認める団体等

(補助金交付申請)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(別記第 1 号様式)及び事業計画書(別記第 1 号様式の 2)を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以

下同じ)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の決定及び通知)

第 6 条 町長は、補助金の交付を決定したときは、申請団体に対し、補助金交付決定通知書(別記第 2 号様式)により、通知するものとする。

(変更手続き)

第 7 条 補助事業者は、申請に基づき補助の決定通知をした事業内容等の変更又は廃止しようとするときは、事業変更・廃止承認申請書(別記第 3 号様式)を町長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 5 号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業種目に応じて、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 委託等の契約書の写し(補助事業分に限る)

・契約書(次の事項が表示されているページのみとする。)

契約件名、契約期間、契約金額、契約当事者

・契約の変更があった場合は、その事実を確認できる請書等

イ 写真(補助事業経費として関連があるものに限る)

・必要最小限の枚数で、会場設営・学習会風景等)

ウ 印刷物等(補助事業経費として計上したものに限る)

・学習会の周知用に使用したチラシ等

エ その他、町長が必要に応じて提出を求めた書類等

3 第 5 条第 2 項ただし書きにより交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書の提出にあたって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 5 条第 2 項ただし書きにより交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税仕入控除額等が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した団体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第 7 号様式により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第9条 第6条の規定により、交付決定を受けた団体は、補助金請求書(別記第6号様式)により、補助金を請求するものとする。

2 補助事業者が、補助金交付規則第14条のただし書きに規定する補助金の概算払いを請求しようとするときは、前項の規定による別記第6号様式による請求書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定する請求書を受理したときは、速やかに当該団体の指定する口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は補助事業者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消し又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき

(2) その他不正行為があったとき

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する

別表第 1

大月町住民力向上学習会等支援事業の事業種目、
事業の内容、実施主体、補助率及び補助限度額

事業種目	事業内容	事業実施主体	補助率	補助限度額
学習会等支援事業	第4条に定める目的のため開催される学習会等に係る経費 【対象経費】 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・広告宣伝費 ・講師等謝金等 ・保険料 ・会場借上料 ・軽微な食糧費(お茶代)	補助の対象となる団体等は(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 原則として3人以上で構成する組織体であること。 2 構成メンバーは、町内に住所を有する18歳以上(高校生は除く。)の者であること。	(定額補助) 事業費の100%以内 (但し、右欄に掲げる限度額の範囲内)	1 事業あたり20万円を最高限度額とする
先進事例研修事業	第4条に定める目的のため実施する先進地の視察・交流に係る経費 【対象経費】 ・交通費(原則実費) ・宿泊費(食事代は除く) ・視察費(使用料含む) ・保険料			

※補助金の交付は、1団体につき年1回の申請に限る

※補助事業者が継続で申請できる期間は3年間とする